

若桜町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 若桜町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 30 年 4 月 1 日	計画給水人口	3,353 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用企業(一部適用)	現在給水人口	2,564 人
		有収水量密度	0.077 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	6	管 路 延 長	86.03 千m
	配水池設置数	15		
施 設 能 力	3,282 m ³ /日	施 設 利 用 率	46.31 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>1世帯あたりの基本料金と基本水量を超えた水量について徴収する超過料金から構成されています。地区ごとで異なる料金体系(基本料金は470~3,265円(税込)、基本水量は5m³、超過料金は70円(税込))、令和2年度から各地区において順次料金改定を進めており、基本料金1,430円(税込)、基本水量を8m³とし、基本水量を超えた超過料金は1m³あたり100円(税込)に統一する計画です。今後の料金改定の推移は以下のとおりです。</p>
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 7 年 4 月 1 日

○基本料金の改定予定

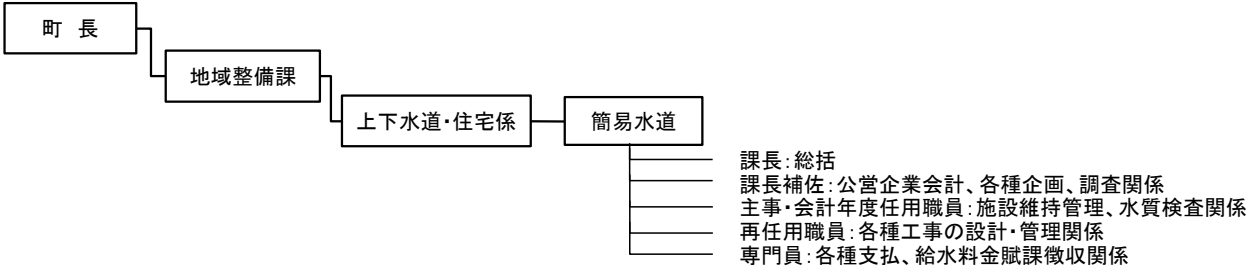
(単位:円/月)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
若桜地区	835	1,030	1,030	1,230	1,230	1,430
赤松地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
諸鹿地区	470	790	790	1,110	1,110	1,430
屋堂羅地区	2,720	2,290	1,860	1,430	1,430	1,430
香田地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
長砂地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
湯原地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
瀧見地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
菴米地区	790	1,000	1,000	1,215	1,215	1,430
大炊岸野地区	2,700	2,280	1,855	1,430	1,430	1,430
神直地区	0	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
糸白見地区	785	1,000	1,000	1,215	1,215	1,430
根安地区	0	0	1,430	1,430	1,430	1,430
須湾地区	1,025	1,160	1,160	1,295	1,295	1,430
岩屋堂地区	690	935	935	1,180	1,180	1,430
吉川地区	1,500	1,480	1,455	1,430	1,430	1,430
振原地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
中原地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
加地地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
大野地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
小船地区	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
落折地区	470	790	790	1,110	1,110	1,430

④ 組織

職 員 数	課長1名、課長補佐1名、主事1名、再任用職員1名、専門員1名、会計年度任用職員2名の合計7名(会計年度任用職員以外は他業務との兼任あり)で運営しています。
事業運営組織	組織図は以下のとおりです。 下水道事業と連携して運営されています。

○組織図(一部抜粋)



(2) これまでの主な経営健全化の取組

維持管理の効率化と経費削減を図るため、統合可能な近接区域は施設統合を進めています。また、令和2年度より料金体系統一に向けた料金改定を順次進めており、令和13年度に完了する予定です。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

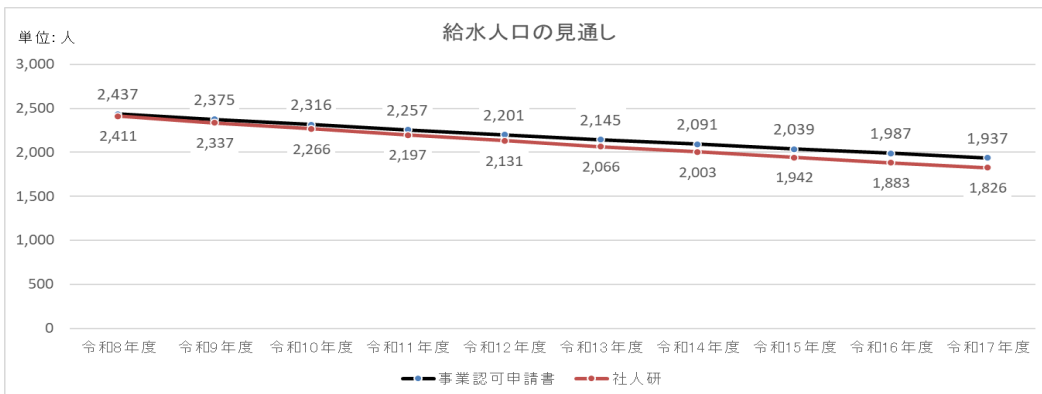
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和6年度に策定・公表した令和5年度決算の「経営比較分析表」を添付します。企業債残高対給水収益率が類似団体の2倍となっており、将来世代への負担が重くなっていると考えられます。なお、令和5年度は地方公営企業法適用前であるため、企業会計特有の収益や費用が計上されていません。そのため、有形固定資産減価償却率、管路経年化率等の指標が算定不能となっています。料金回収率、給水原価等の指標は企業会計化の影響を受けることが見込まれます。令和5年度においては、給水原価が類似団体より良好な数値となっていますが、企業会計化に伴い多額の減価償却費が計上されることにより大幅に悪化することが見込まれます。

2. 将来の事業環境

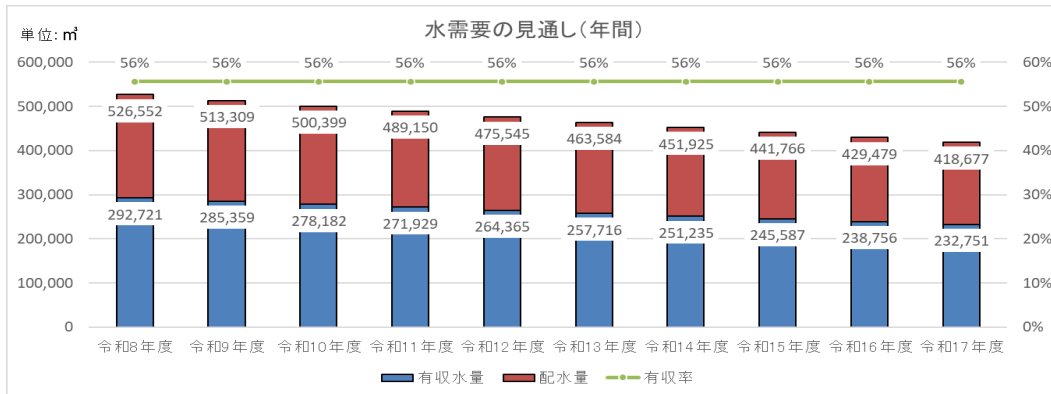
(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計値によると、若桜町の人口は2025(令和7)年が2,452人、2035(令和17)年が1,804人と推計されています。これは1年に約3%の人口が減少することになります。このデータは平成30年に試算されたものであり比較的早く、令和6年度の認可申請時に人口推移を試算していたため、簡易水道事業認可申請書に記載の推計値に基づき給水人口を予測しました。当該データによると1年に約2.5%の人口が減少することになります。簡易水道事業認可申請書の推計による給水人口は、令和8年度の2,437人から令和17年度の1,937人へと減少することになります。



(2) 水需要の予測

一般的に給水人口の増減に連動して有収水量も増減すると想定されます。節水機器等の普及により1人あたり有収水量が大きく減少している自治体もありますが、若桜町では大きな変動も見られないことから、1人あたり有収水量は引き続き一定と仮定して予測しています。有収水量は令和8年度の292,721㎡から令和17年度の232,751㎡へと減少すると予測されます。



(3) 料金収入の見通し

各地区における料金改定が令和13年度まで予定されているため、各地区ごとに世帯数を推計し、世帯数の推移と料金改定による影響を考慮して料金収入を推計しています。料金収入は各地区での料金改定により令和8年度の30,089千円から令和17年度の34,431千円への増加すると予測されます。各地区の料金収入の見通しは下記表のとおりです。

○各地区の料金収入の見通し

(単位:千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
若桜地区	17,374	20,985	20,506	24,069	23,612	26,832	26,433	25,991	25,268	24,632
屋堂羅地区	1,373	1,373	1,156	939	722	722	722	722	702	684
赤松地区	1,068	990	938	860	782	704	625	547	532	519
諸鹿地区	296	281	472	445	626	626	759	759	738	719
湊見地区	301	263	263	226	226	188	188	188	183	178
養米地区	1,097	1,026	1,254	1,164	1,360	1,252	1,345	1,281	1,245	1,214
糸白見地区	859	837	989	962	1,067	1,067	1,003	970	943	920
根安地区	0	0	0	539	539	539	514	514	500	488
神直地区	147	122	122	98	98	73	73	49	48	46
岩屋堂地区	299	282	360	338	398	398	448	413	402	392
吉川地区	1,920	1,818	1,695	1,601	1,477	1,413	1,316	1,252	1,217	1,187
池田栃原地区	385	355	326	296	266	207	178	148	144	140
池田中原地区	1,061	975	918	832	803	717	660	602	585	571
池田大野地区	594	571	547	499	475	452	428	404	393	383
池田小船地区	1,084	1,053	991	929	868	837	775	713	693	675
湯原地区	492	492	492	451	451	451	410	410	399	389
須澄地区	401	382	389	368	386	338	347	320	311	303
落折地区	197	197	305	305	393	393	506	506	492	480
大炊岸野地区	688	653	523	402	291	273	255	219	212	207
香田地区	350	328	306	284	262	262	240	219	212	207
長砂地区	103	103	103	103	103	103	103	103	100	97
合計	30,089	33,088	32,656	35,710	35,206	37,846	37,328	36,330	35,319	34,431

(4) 組織の見通し

令和7年度現在、管理職1名と一般職員2名、再任用職員1名、専門員1名、会計年度任用職員2名の合計7名で運営されていますが、令和8年度以降は再任用職員の退職により1名減となる見込みです。
 上下水道事業において最も知識と経験が豊富で、施設統合に伴う諸工事等、主に技術面を担っていた再任用職員の退職は事業運営に深刻な影響が懸念され、技術系職員の確保・育成は喫緊の課題となっています。
 なお、簡易水道事業会計で計上している人件費は、一般職員1名、会計年度任用職員2名分です。

○組織の見通し(人件費計上分)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
一般職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
会計年度任用職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

3. 経営の基本方針

人口減少や資産の老朽化等の経営上の諸課題に適切に対応し、将来世代にわたり、安全・安心・快適な住民生活を維持していくため、経営基盤の強化と各種計画の適切な執行に努めます。
【人口減少への対応】簡易水道基本計画(もしくは、簡易水道事業再編計画)等に基づき、施設統合やダウンサイジング・スペックダウンを進め経営規模の最適化を図るとともに、地方公営企業の経営原則である受益者負担に基づき適正な料金改定を進めます。
【資産老朽化への対応】資産の長寿命化や耐震化を進めるとともに、安全・強靱な施設の維持に努めます。
【経営基盤の強化】将来世代と現在世代の負担の公平性に配慮し、物価上昇にも対応した経営基盤を確立します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	令和6年度末現在の有形固定資産減価償却率は45.4%であり標準的な水準であると考えられますが、今後は老朽化が進むと考えられることから、資産の長寿命化や耐震化を効率的に実施し、 アセットマネジメント計画の策定を検討 します。 簡易水道事業再編事業に基づき、効率的な投資を行います。

・平成28年度から進めてきた簡易水道事業再編推進事業を計画延長して実施します。5年度には再評価を実施し、地区の統合や取水井改良、配水池の更新を進めることにより、簡易水道事業の最適化を図ります。
 令和7年度からの総事業費は2億7千万円。うち1億円を国庫補助金、1億7千万円を起債で賄う予定です。
 主な工事:池田地区統合(直接工事費約8千万円)、淵見地区統合(同約1億8千万円)、若桜・赤松地区統合(同約3億4千万円)、糸白見地区改良(同約1億1千万円)、諸鹿地区取水井改良(同約2千万円)、岩屋堂地区取水井改良(同約2千万円)、落折地区取水井改良(同約7千万円)、つく米地区配水池更新(同約2千万円)、諸鹿地区配水池更新(同約2千万円)
 ・長期的な老朽化対策としてアセットマネジメント計画の策定を検討します。

② 収支計画のうち財源についての説明

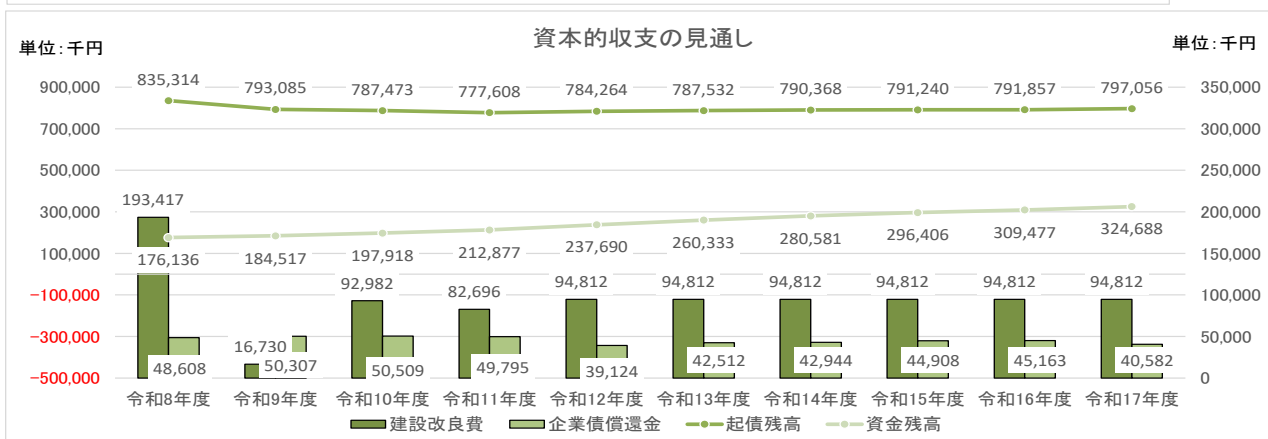
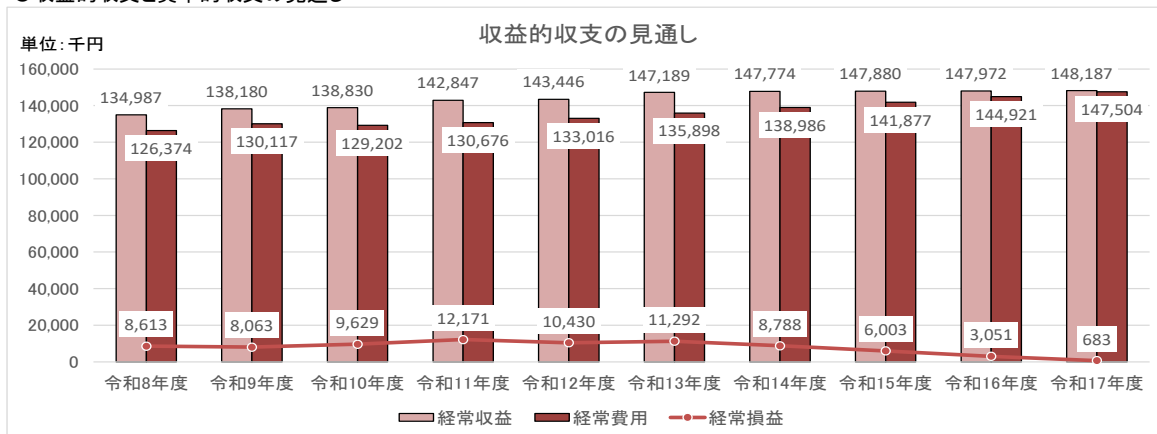
目 標	
	物価上昇に対応できるように黒字経営に努め、 経常収支比率は100%超 を維持します。 法適化前においても料金回収率は多額の繰入によって100%を上回っており、引き続き 料金改定や繰入金 の削減により 現状維持 を目標とします。 取替更新の主な財源となる企業債について将来世代の負担の繰り延べにならないように、 企業債残高対事業規模比率は現状(2,300%) を維持します。

・料金見込みについては**令和15年度までの料金改定**により増加する見込みです。経常収支比率100%超は維持される計画ですが、経営戦略期間終了後には赤字になることも予測されています。引き続き**5年後(令和13年度)の経営戦略の見直しに併せて料金改定を検討**します。
 ・建設改良費に対する財源は国費を優先しますが、今後多額の投資が予定されているため企業債を活用する予定です。しかし、その全てを起債によって賄うと将来世代への負担となる企業債残高が急増してしまうため、自己財源の活用も検討しながら、目標とする企業債残高対事業規模比率2,300%以内を維持することに努めます。
 ・総務省の繰出基準に基づく繰入は引き続き行います。一方、基準外繰入の削減については国等の削減要望が強いため、計画期間内に減らすことに努めます。今後使用料収入の増加により一時的な料金回収率の向上が予測されますが、**現状維持**を目標とします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費については、今後の動向が不明確であることから一定の金額で推移すると仮定しています。
- ・現在の委託費については継続し、さらなる委託の実施やPPP/PFI、包括外部委託等の民間活用を検討します。
- ・動力費、修繕費、委託費等については物価上昇の影響を受けることが想定されることからインフレ率2%を反映させています。

○収益的収支と資本的収支の見通し



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	広域化や共同化については今後も県等を通じて調査研究を続けていきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	PPP/PFI等についても今後研究を進めていきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	計画期間中にアセットマネジメント計画の策定を検討し投資額の最適化を図ります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	最適化については簡易水道事業再編事業計画を適切に実施することにより、ダウンサイジングを進めていきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	最適化については簡易水道事業再編事業計画を適切に実施することにより、スペックダウンを進めていきます。
その他の取組	特にありません。

② 財源についての検討状況等

料 金	平成13年度までに料金体系の統一を目的とする料金改定を各地区で行うことにより、料金収入は増加する見込みです。しかし、物価上昇による各種経費の増加により、経営戦略期間終了後には赤字になることも予測されています。5年後の経営戦略見直し時には引き続き料金改定の検討を行います。
企 業 債	企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して高い水準であり、今後も高い水準が継続すると予測しています。一方、減価償却の実施により資金が留保されることが予測されるため、建設改良費の財源として計画している起債について自己資金に置き換えることも検討します。
繰 入 金	経常収支比率100%超を維持するためには現状の繰入水準を維持することが必要となります。一方、料金回収率が低い水準が続くことになるため、料金改定によって生じた黒字分については繰入金を削減することを検討しています。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	遊休資産等はありません。
その他の取組	特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の事後検証は、総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき各年度末に行います。 また、5年ごとに見直しを行い、定期的な検証及び改定を図ります。
---------------------	---